

# 「川崎市DV被害者支援基本計画」（素案）に関するパブリック コメントの実施結果について

## 1 概要

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、国及び地方自治体による被害者の保護義務が明示され、平成19年のDV防止法改正により、市町村での基本計画の策定が努力義務とされました。

本市では、平成20年3月に「川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議」を設置し、庁内における検討・調整を行い、平成21年3月に学識経験者等6名で構成した「川崎市DV被害者支援基本計画策定検討委員会」を設置して基本計画（素案）を作成し、パブリックコメントを実施しました。その結果、29通の意見書が提出され、107件の意見がありました。意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題名	川崎市DV被害者支援基本計画（素案）について
意見の募集期間	平成21年11月27日～平成22年1月8日
意見の提出方法	郵送、FAX、電子メール、男女共同参画センター（すくらむ21）設置の意見箱
意見の周知方法	市政だより、ホームページ、資料の配架（かわさき情報プラザ、各区役所、すくらむ21）、関係団体への送付、川崎市人権問題講演会（平成21年12月5日実施）での周知

## 3 意見の内容と対応

意見提出数【意見数】	29通【107件】
郵送	2通
FAX	12通
電子メール	8通
すくらむ21意見箱	7通

(件)

項目	【A】 趣旨を踏まえ、計画に追加及び修正を行った意見	【B】 既に計画（素案）に反映されている意見	【C】 趣旨を今後の参考とした意見	【D】 計画に対する内容確認	【E】 その他	合計
基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実	7	27	6	10		50
基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進		12	3	2		17
基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携と協力		9	5			14
基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進	1	9	2		2	14
計画全般に関すること	1	5	2	2	2	12
合計	9	62	18	14	4	107

具体的な意見の内容と市の考え方の詳細は次ページ以降を御参照ください。

#### 4 市の対応方針

パブリックコメントの結果については、概ね素案の内容に沿った御意見のほか、今後施策を推進する上で参考とさせていただく御意見であったことから、一部については、より施策を充実するよう追加及び修正を行います。基本的事項については修正を行わず素案のとおり策定いたします。